

アート分野に進出する知的障害者 ーギャラリーの支援と市場の開拓ー

楠 田 弥 恵

1 はじめに

1-1 self-advocacyという課題

知的障害あるいは発達障害のある人々は、自分の気持ちを言語を通して表現することが必ずしも得意とは言えないことがある。たとえば、労働環境や社会生活の改善のためにインタビューやアンケートの対象となることがあっても、その多くは保護者や教員等の補助や代弁を受けての回答となりがちである。知的障害のある人々の生の声は伝わりにくい。そうした状況を受けて、昨今は知的障害者自身が声を挙げようというself-advocacyの試みがなされている。

1970年代に北米で始まったPeople Firstは、その先駆者として知られている。障害者としてではなく、まず人間として接して欲しいという声をきっかけにスタートしたこの運動は、その言葉にちなんでPeople Firstと名付けられ、カナダ・アメリカそして世界へと大きく活動の範囲を広げてきた。現在、カリフォルニアのピープルファーストのHP¹⁾には、“We are people first, our disability is second”というフレーズが明記されている。日本においては、1994年大阪で「全国知的障害者交流集会」、1995年にピープルファースト「東京で・みんなで話し合う会」が開催された。以降、国内の各都市においてイベントが開かれ、またグループが設立されて、そのネットワークを拡充している。

知的障害者・発達障害者が自分の考えていることを、率直に社会に対して伝達する機会を設けることは、共生社会において非常に重要である。た

たとえば、健常者側が推測した見込みによる職場改善等は、場合によっては本来の当事者の希望や働きやすさから外れているかもしれない。もしコミュニケーションがより日常的、より円滑に成立すれば、誤解や思い違いの多くが是正される。

しかし、考えてみれば、コミュニケーションは言語媒体のみによるとは限らない。ジェスチャーやアートによる自己表現は、障害の有無によらず、大切にされてきた。とりわけアート分野においては、その才能は障害の有無とはかかわりがいいのではないか。self-advocacyという課題に博士論文「知的障害者雇用において特例子会社に期待される役割」（平成27年度）以降の大きなテーマのひとつとして取り組んできた筆者であるが、ある出会いを契機として、アート分野の可能性を強く意識するに至った。

1-2 アートによるコミュニケーションとの出会い

平成28年に上記の博士論文を出版することになり、種々の編集作業を行う中で、表紙を障害のある方の作品にしたいと考えた。そこで、まったく面識はなかったが、ホームページを頼りに、横浜市内の大倉山駅近くにあるギャラリーかれんを飛び込みで訪問した。書籍の主旨を説明し、表紙絵のお願いをすると、同ギャラリーは快く引き受けてくださった。ギャラリー奥のアトリエでは、生活介護事業所グループの活動の一環として、通所されているメンバーが熱心に作品作りをしている。壁一面にディスプレイされた作品群からは、圧倒的な迫力で、いわゆる「うまい・達者」といった感覚とは異なる、ほとぼしるような情熱が感じられる。筆者が見逃していた「アート」というメディアに気付かされた瞬間であった。

アートによる表現は、会話のように一問一答、打てば響くように相互理解が成立するといった種類ではない。したがって、たとえば「アンケートへの回答」といったケースからは離れるかもしれないが、明確な自己表現という点では、非常に力強い存在である。そしてその熱意と息吹を集結した作品が市場を得ることができれば、業務として成立し、かつ大きな自信

と尊厳の獲得に通ずる。

以上の経緯を経て、本論文は、self-advocacyの手段のひとつとして、アートを取り上げ、その現状と生活手段として成立する可能性の分析を目的とする。

2 障害のある人々のアート

2-1 アール・ブリュット（アウトサイダー・アート）

知的あるいは精神に障害をもつ作家が残してきた作品は、アール・ブリュット（art brut: フランス語で生の芸術）あるいはアウトサイダー・アート（絵画等の訓練を専門的には受けていない作家によるアートワーク）に分類されることが多く、そうした主旨の画集も出版されている。このジャンルのアートワークをどのように評価するか、あるいは評価という視点そのものを支持するか否かについて、芸術論の立場からは意見の分かれるところである。本論文においては、社会科学の立場から、その作品が社会とのコミュニケーションとしてどのように機能するか、また生活手段として成立し得るかを中心に議論を進める。

まず、実際に社会に公表されているアール・ブリュット作品に触れてみよう。

図1は、武田拓氏作の割り箸をどんどんと積み上げていった作品である。

(図1) ポコラートⁱⁱ全国公募2011受賞者展ⁱⁱⁱ

武田 拓 (たけだ ひらく) 中村政人賞



(画像出所) 提供：©3331 Arts Chiyoda 撮影：宮島径

受賞者のプロフィールおよび授賞者の言葉をポコラート全国公募2011受賞者展のウェブサイトから下記に引用する。

武田拓氏のプロフィール：

「1988年生まれ、山形県出身。牛乳パックに使用済みの割り箸を隙間なく詰め、封をして完成する予定のはずが、彼はいつの間にか牛乳パックから箸が溢れるほど詰め続けていた。そこで支援員が牛乳パックを粘土で固定。すると、詰め続けた箸は部屋の天井に達するほど巨大なものとなり、誰も予想しえなかった大作が完成した」

中村 政人氏（アーティスト、東京芸術大学准教授、アーツ千代田 3331 統括ディレクター）の言葉：

「こんな割り箸を見たことがあるだろうか？使い捨てられた割り箸が本来の植物としての生態に戻ろうと自己増殖しているかのようだ。彫刻としての安定感はなく、形体は絶えず自立的な意志で変化をもとめている。割り箸の消費速度が制作を加速させている。その行為は日常を逸脱し社会的メッセージを獲得している」

推測するに、使用済みの割り箸を牛乳パックに詰めて処分するという業務は、いわば反復作業であり、日々の生活の一部であったと思われる。しかし、作者は詰め続けて、詰め続けて、異次元の世界に到達した。そのわくわくとした心持ちが見る側にも伝わってくる。解釈は様々であろうが、強烈なインパクトを与える作品である。

はじまりの美術館[®]の第一回企画展「手づくり本仕込みゲイジュツ」^①（2014年6月1日 - 2014年10月13日）においても、同氏の作品は展示された（図2）。

（図2）武田 拓 作

はじまりの美術館 第一回企画展「手づくり本仕込みゲイジュツ」より



（画像出所） 提供：はじまりの美術館 撮影：鈴木心

図3は、NPO法人「アトリエ言の葉」^{vi}において活動しているkei氏の作品である。アトリエ言の葉は、地域活動支援センターとして利用者の創作したイラストや絵画を文房具・雑貨等に加工し販売している。自分の作品を使用した商品が販売され、かつ人々に購入されるということは、作者の自信に繋がる大切なポイントである。実際に商品化された作品例については、4-1において後述する。Kei氏の作品（図3）は、同アトリエに展示されており、力強くかつ夢のあるモチーフと躍動的なイメージは見るものを励ますようなパワーを発している。

図3 NPO法人「アトリエ言の葉」Kei作（2017）



（画像出所）アトリエ言の葉にて筆者撮影（2017年2月）

これらの作品は、作業所や生活支援活動における日常生活の中から生まれてきた例が多い。そこからは、芸術作品を作り上げて、芸術家として評価を得ようであるとか、世に出ようといった意欲ではなく、日々の暮らし

を通して、自分の内部から溢れ出てきた思いを形にした作品といった印象が強い。

筆者がギャラリーかれんを訪問した時に、作品群から受けた強烈なメッセージと共通するパワーを感じるのである。

2-2 発表の場の拡大

アール・ブリュット作品のなかには、たとえば作品コンテストに入賞するという形で世の中に紹介される、もうひとつの美術館^{vii}、はじまりの美術館、みずのき美術館^{viii}等、アール・ブリュット作品に注力している美術館に展示される等、社会に広く示されるケースも増えてきた。また、障害の有無にかかわらず、ともにアーティストとして作品の魅力を分かち合うことをテーマとした、FLAT展^{ix}のような活動も重要である。こうした障害者の作品を社会に紹介していこうという動きの中には、純粋にアートとしての希求という側面があると同時に、福祉的な側面、つまりself-advocacy、リハビリテーション、あるいは作業所における業務といった面があり、本研究においては後者のスタンスに重きを置いていることは前述した。

アート作品創作に熱意がある人々ばかりでなく、あまり興味がない人々も含め、アートに対する姿勢に濃淡があることは、障害の有無を超えて、すべての人に言えることであろう。しかし、自己表現への意欲は誰においても存在するものではないか。たとえば言語媒体によるコミュニケーションを不得手とする人々にとり、言語媒体以外のself-advocacyの手段として、アートはひとつの有力な可能性である。その中から芸術作品として評価され、市場価値を持つ作品が出てくるかもしれない。この場合、カギとなるのは、作品を（あるいは作家を）見出すことができるスタッフや周囲の人々の存在である。多くのアール・ブリュット作家は、無心な作家であり、自分から売り込むという姿勢は得られないからである。

また、本研究の原点は、自己表現としてのアート制作にあることを考えれば、より多くのメッセージをより多くの人々に伝える仕組み作りが不可

欠である。障害のある人々が自己表現の一環として放ったアート作品を、どのようにして社会に伝達していくのか。4章では、その仕組み作りについて論じる。

3 先行研究

障害者アートは、アール・ブリュット作品としての芸術的な評価、あるいは作品制作の福祉的なリハビリテーションとしての側面が、長らく研究の中心となってきた。そうした経過を通して、障害者アートは、芸術なのか福祉なのか、あるいは両者の比重に関する議論が惹起される傾向にもあった。

しかし、厚生労働省が実施した平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト (2009)^xにおいては、「障害者の芸術文化活動の推進に関する調査研究事業」を指定テーマのひとつとして取り上げ、障害者アートと社会的自立を課題とした報告もが発表された。

- ・特定非営利活動法人 ハート・アート・おかやま「障害者のアート作品による創造的工賃支援・社会参画モデル事業」^{xi}
- ・特定非営利活動法人コミュニティリーダーひゅーるぼん「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」^{xii}
- ・財団法人たんぼぼの家「異分野コラボレーションによる障害者アートの市場開拓に関する調査研究」^{xiii}

以下、各研究報告について触れる。

特定非営利活動法人 ハート・アート・おかやまによる研究「障害者のアート作品による創造的工賃支援・社会参画モデル事業」において、筆者が特に注目した点は、平成22 (2010) 年に実施された「障害者の創造的活動による創造的工賃支援・社会参画にかかわるアンケート」である。ア

ンケートを岡山県内の施設、作業所、学校、全国から抽出した団体に郵送し、130の有効回答を得た。芸術・文化活動の内容、工賃と仕事の内容、問題点等、具体的な質問を設定し、その回答は興味深いものとなっている。現在の問題点は何かという質問に対し、指導者不足がトップに挙げられている点は、注目すべきであろう。

特定非営利活動法人コミュニティリーダーひゅーるぼんによる「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」においては、クオリティの高いアート製品の開発を目標に広島市立大学芸術学部と協働。アートイベント「Crossing」を市街地で試行し販売を行った。さらに障害者の著作権保護等権利関係に注目し、契約書雛型をタイプ別に例示する等、障害者アートに携わる人々の権利保護のためのアイデアを示している。

財団法人たんぼぼの家「異分野コラボレーションによる障害者アートの市場開拓に関する調査研究」において、筆者がとりわけ注目したのは、障害者アートの展開事例として、テキスタイル製品の試作開発に取り組んだ点である。展開例のうち、靴下と男性用肌着がメーカーによって製品化され、発売に至った。どの作品を製品化するのか、またどのような方法で転写するのか等、具体的な課題に取り組んでいる。

この他にも、厚生労働省は文部科学省の共催による「障害者アート推進のための懇談会報告書」を平成20年（2008年）に発表しており、用語の定義を含む、障害者アート全体の状況をまとめている。

以上のように、これまでの経験や関係者へのインタビュー・講演をまとめ、かつ実験的な試みを実施する等、意欲的な研究報告が見られようになってきたが、アートを社会的かつ経済的自立手段と捉えた先行研究はきわめて限定的である。本論文は、知的障害者の作り出すアート作品を、自己表現・社会とのコミュニケーションの手段として位置付け、それらがより広く人々に伝達され、かつサステイナブルな存在であるためには、アートが障害者の経済的自立の一端を支え得ることが望ましいという視点に立って

いる。障害者アートをより積極的に推進するためには、発注促進税制、障害者優先調達推進法等、政策サイドからのバックアップも不可欠であるという視点から、以下政策提言も含めて論ずる。

4 作品の市場開拓

山下清氏^{xiv}は障害を持つ作家としては、きわめて知名度が高いが、彼のように作品そのものがアート市場において価値を持ち、高額で取引をされるようなケースはまだ日本においては多くはない。芸術家としてその作品をもって独り立ちできる割合が低いのは、健常者においても同様である。画家として生計を立てることのできる人は、きわめて限られている。

しかし、高名な作家としてその作品が評価され、市場を形成する以外にも、作品を市場で生かす方法は存在する。

4-1 印刷物等への掲載推進

今回、筆者の出版物表紙にアール・ブリュット作家の作品を掲載させていただいたように、作品をインターネットや常設ギャラリー等に展示することで、需要と供給が結びつく例があるが、まだまだ少数である。インターネットという強力なツールを通して、作品を社会に公開し、出版物、パンフレット、絵葉書、雑貨等二次的な利用に対し、有償で使用許可するという方法を推進すれば、作者のモチベーションアップにも繋がるであろうし、業務領域やコミュニケーション範囲の拡大をもたらす。

今回、アール・ブリュット作品の持つ力に筆者が気付く契機となった筆者出版物『知的障害者雇用において特例子会社に期待される役割』(2017)の表紙が、図4である。優しく美しい花々が描かれながらも、そこから溢れ出てくる力強さを感じる。作者の百田佳恵氏は15年間絵画教室で油絵を学んだ経験をもつ。モチーフは人物や花、野菜が多く、いのちのかがや

楠田 アート分野に進出する知的障害者—ギャラリーの支援と市場の開拓—

きをテーマにとっても華やかな作品を描くアーティストで、絵画の他にも、刺繍の創作に長け、現在アートかれん^{xv}に所属している。

図4 百田佳恵作「colorほか、たくさんのflower」を掲載した表紙（2017）



（画像出所）学術研究出版提供

上記は単行本の例であるが、定期刊行物や企業内出版物等にもアールブリュット作品は活用されている。具体的な例としては、月刊誌「病院」が、2006年の表紙絵に、ダウン症候群を持つ水野由紀子氏の作品を掲載した。同誌は水野作品を複数回、表紙絵として採用している。ビビッドな色合い

と独特の形の切り取り方が魅力的である。「病院」2006年03月号（通常号）（Vol.65 No.3）の表紙に掲載された作品について、同誌は、「水野由紀子・作 長崎大浦天主堂 1993年、1972年生、ダウン症候群をもつ。対象の大胆な二次元化と非写実的な色使いが斬新。3月号は、仲の良い友達家族とでかけた長崎旅行の思い出の一枚」と紹介している。同作品は医学書院HP <http://www.igaku-shoin.co.jp/journalDetail.do?journal=16064>（2017年1月10日現在）より確認することができる。

日本信号株式会社は、2015年、2016年、2017年の中間報告書の表紙に障害（自閉症）のある福島尚氏の作品を採用した。この表紙絵は広く報道され、その絵画の驚異的な精密さに感動した人々がSNS等によって情報を拡散し、さらに広く知られるに至った。同書の作家紹介によれば福島尚氏は

「1969年9月生まれ。埼玉県日高市在住。幼少期に鉄道に興味をもち、列車や信号機、踏切等、鉄道に関する絵を描きはじめた。障がい（自閉症）を抱えながらも、努力の積み重ねにより、写真のように精緻な絵を描く。現在は、地元をはじめ全国の鉄道をテーマに独自の創作活動を展開している^{xvi}」

ということである。

作者の興味の対象が鉄道や列車、信号機ということで、日本信号株式会社のパンフレットに非常によくマッチしており、すばらしい取り合わせと見えよう。こうしたマッチングが増えていくことが望まれる。

本論文2-1において紹介したアトリエ言の葉の作品商品化の一例が、図5である。

図5 アトリエ言の葉 文房具（メモパッドおよび付箋）に転載されたMiko氏の作品（2017）



（画像出所）筆者撮影（2017年2月）

気持ちが明るくなるようなMiko氏のイラストが、文房具を引き立たせている。付箋の吹き出しや変形のカット等、商品化の段階での工夫にも注目したい。より広い販路を得るべく、ネット販売等も開始した。

現在、障害のある人々の作品をより広く社会に伝達する活動を行っている団体のひとつに、NPO法人エイブルアート・ジャパンがある。同法人のHP^{xvii}によれば、同組織の活動は：

「障害のある人たちが表現活動を通じて、生きる尊厳を獲得すると同時に、障害のある人たちのみずみずしい感性あふれる表現活動を通じて、社会に新しい芸術観や価値観を創ることを目的に、以下の活動を展開しています。

- (1) A/A gallery (ギャラリー) 事業
- (2) A/A shop (ショップ) 事業
- (3) エイブルアート・スタジオ事業
- (4) エイブルアート・カンパニー事業
- (5) 鑑賞支援事業
- (6) 企画制作事業
- (7) 調査研究事業
- (8) 出版事業
- (9) 助成事業
- (10) その他]

以上、10項目を主要な活動としてあげている。たとえば、同団体が主催するアトリエ・ポレポレは、「絵画活動を中心に、障害のあるなしに関わらず、自由に豊かな表現の場を共有するための空間です。決まったかたちや、技術、既成概念にとらわれず気持ちよく表現したいと思う方ならどなたでも参加できます」という考え方に基づいている。また、作家の発掘と作品発表のバックアップを目的とした芸術活動支援のために、1998年からエイブルアート・アワードを、企業・団体・個人の支援を得て開催してきた。

エイブル・アート・ジャパンの関連事業体であるエイブルアート・カンパニー^{xviii}も、多くのアール・ブリュット作品をHPを通して紹介しており、2017年1月現在、登録作家数104人 登録作品総数10,321点である。その成り立ちは、同カンパニーのHPよれば以下の通りで、3団体の共同運営である。

「エイブルアート・カンパニーは、障害のある人のアートを社会に発信し、新しい『しごと』をつくることを目的に、一般財団法人たんぼの家（奈良）、エイブル・アート・ジャパン（東京）とNPO法人まる（福岡）の三者が2007年に共同で立ち上げた事業体です」

同カンパニーは、毎年公募を行い、選考会を経て選出された人が登録作家（カンパニーアーティスト）としてデビューするというシステムを採っている。エイブルアート・カンパニーは、作品の使用料（標準価格表）をサイトに明記している点も注目に値する。これらの価格は目安であり、相談に応じる旨の記載があるが、おおよその予算を立てる上で、きわめて有効な表示であり、作品の使用を検討する側にとって親切な対応と言えよう。

さらに、障害者の職域開発促進と経済的自立を目的としたパラリンアート（Paralym Art）を運営する一般社団法人 障がい者自立推進機構^{xix}の活動も、障害者アートを支えている。2017年1月現在、パラリンアートのHP上に1603枚のオール・ブリュット作品がカテゴリー別に展示され、誰もが自由に鑑賞することができる。作品には、作者の簡単なプロフィールやコメントが添えられている。パラリンアートを通して、作品が企業の年賀状やマウスパットのデザインに採用された例等が報告されており、具体的に利用しやすいサイトとなっている。

また、一般社団法人 障がい者アート協会等、障害者アートを支援する組織は増えてきており、それぞれの個性に沿った活動を展開している。

4-2 特別支援学校の美術の授業

障害者アーティストの場合、通所する作業所や生活支援・介護事業所あるいは特例子会社を含む勤務先企業等で、才能発揮の端緒をつかむ例が多くみられる。また、特別支援学校における美術の授業も、アートへの興味を喚起し、自己表現の楽しさを知る上で大いに力になっている。横浜市立高等特別支援学校のうち、そのHP上で美術の時間について触れている2校

をみてみよう。

横浜市立日野中央高等特別支援学校は、授業紹介「美術」として、1～3年各学年の授業内容と、作品の画像をHP上で公開している。

1年生「色を使いこなす」「形を使いこなす」（擬音語と形）“Sound & Shape”。

2年生「修学旅行のしおりの表紙絵」「修学旅行の思い出切り絵」。

3年生「木彫」「静物と風景」「寄木の不思議な小箱」等、絵画だけではなく、立体造形や切り絵にも意欲的に取り組んでいる。

横浜市立二つ橋高等特別支援学校は、教科学習の紹介のなかで「授業で作ったもの」として家庭科と美術の時間に作られた作品をHPで公開している。美術の部では、銅板（打ち出し彫刻）、段ボールアート、猫のデッサン、ぺんぺん草のデザイン、フロッターージュ（クレヨンのこすりだし）、自画像、まが玉ペンダントの各作品が掲載されている。やはり、絵画だけではなく、立体、打ち出し彫刻等幅広く体験できるようにプログラムされている。

今後、美術が得意である、好きだという特別支援学校出身の生徒が、美術の分野に就職ができれば、障害者にとって仕事範囲の拡大に繋がる。そのためには、4-1で取り上げた仲介システムが拡充されること、かつ企業内の業務としてたとえばPOP広告やその他販促物の内部制作部門における雇用の創出、あるいは発注が必要である。現在、ごく少数であるがアートの分野において障害者雇用を実施している一般企業や特例子会社が存在する。名刺制作、社内のメールの仕分けといった関連業務と組み合わせて、販促物制作を検討することもできる。

5 「障害者の働く場」に対する発注促進税制復活および 障害者優先調達推進法による活性化の可能性

「障害者の働く場」に対する発注促進税制は、直近では2年間の時限措置

として延長され、企業（法人）の場合、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで、個人事業主の場合、平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間、実施された。この発注促進税制を再度実施することで、障害者作品活用を活性化することが可能ではないか。

障害者の「働く場」に対する発注促進税制とは、障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産（減価償却資産）を割増して償却することができるという制度であった。基本的に、発注額の増額分と等しい額の減価償却が可能となる。障害者法定雇用率（2.0%）の達成、就労継続支援事業所等で働く障害者工賃の向上（平成26年度目標額は月額15,773円）を施策の目標として実施されたが、平成27年をもって終了している。その後の要望状況等について、厚生労働省に問い合わせたところ、再開の具体的予定はないとのことであった。

障害者平均月額工賃（就労継続支援B型事業所）は、平成24年度14,190円、平成25年度14,437円、平成26年度14,838円^{xx}と、徐々に向上してはいるが、目標額にはまったく達していない点からも、支援が必要なことは明白である。「障害者の働く場」に対する発注促進税制は、後述する障害者優先調達推進法とは異なり、民間企業を対象とした制度であり、アート作品の購買を積極的に各企業に働きかけたいところである。たとえば、応接室に油絵を、ホールに立体作品を、パンフレットのイラストとしての二次利用等々、アイデアは次々に出てくる。今後の復活が待たれる税制である。

さらに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）についても注目したい。同推進法は、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日より施行された。国、地方公共団体、独立行政法人等に、障害者が製造や供給にかかわった製品・サービスを優先的に購入するよう義務づけた法律である。省庁や地方公共団体等の長は、障害者就労施設等からの物品・サービスの調達計画を作成し、年度終了後、その実績を公表する義務がある。この調達計画の中に、障害者が作成したアート作品を含めることで、官公庁の選択肢も豊かになるで

あろうし、供給側の障害者および障害者関連施設にとっても運営基盤が経済的に安定する可能性がある。

では、どのような物品が、またどのような障害者関連施設が対象になっているのだろうか。たとえば「障害者優先調達推進法に基づく金沢市の方針に関して」によれば、調達する物品・役務の分類は図6の通りであり、調達先は図7に示されている。ここでは金沢市のリストを引用したが、この分類例はおおよその国・公共団体等で共通して使用されている。

(図6)

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

(図表出所)「障害者優先調達推進法に基づく金沢市の方針に関して」より引用。http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/20262/1/bunruirei.pdf (2017年1月10日現在)

(図7)

【調達の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

(図表出所) 「障害者優先調達推進法に基づく金沢市の方針に関して」より引用。http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/20262/1/bunruirei.pdf (2017年1月10日現在)

物品・小物雑貨部門には、絵画・彫刻、木工品、刺繍品、陶磁器等、対象としてアート作品が記載されている点に注目したい。これらの品は、アート作品を創作している就労支援のための各事業所、生活介護事業所、作業所、在宅就業障害者等、多くの組織や個人が提供できる状況にある。4-1において論じたギャラリー機能の活用、あるいは直接各事業所に注文・発注することも可能であるが、そうした需要を喚起するためには、作品や作家の紹介が欠かせない。事業所、ギャラリー、美術館、インターネットサイト、各地域の広報誌等、有効なネットワークを構築し、障害者アートの魅力を知ってもらうことが第一歩となろう。

6 まとめとして

2013年、第55回ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展においてアールブリュット作品が紹介され、その後も多くの有名会場が障害者のアート作品を取り上げている。ビエンナーレ展では、澤田真一氏^{xxi}の陶芸作品が展示され、たいへん高い評価を受けた。今日、アール・ブリュットの市場は急速に広がりつつある。この流れを、日々の暮らしの一環として作品作りを行っているたくさんの障害者にも、プラスに働くように仕組み作りをしなくてはならない。

本論文では、現在すでに活動をさかんにしているギャラリーや支援組織の現状に触れつつ、より安定的に自立支援を実施するとともに、self-advocacyの手段として社会に広く伝達されるためには何が必要かを論じた。

今後の課題としては、より多くの人々に障害者アートの存在を知ってもらうために、広報をさらにどのように推進していくかという点、およびそれらの作品の二次利用を含めた市場の開拓をいかに進めるかという点が挙げられる。この課題解決に向けて、関係事業所・作業所の見学ヒアリングを継続実施するとともに、海外の状況にも目を向けていきたいと考えている。

※ 本論文中の作品画像に関しましては、作者の転載許可、および提供クレジット明示による画像使用許可を各管理組織より得ております。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

[註]

i PEOPLE FIRST OF CALIFORNIA, INC. <http://www.peoplefirstca.org/>

ii 「【ポコラートとは】

POCORARTとはPlace of “Core+Relation Art”『障害のある人・ない人・アーティストが、核心の部分で相互に影響しあう場』という理念を示す名称です。」<http://www.3331.jp/schedule/001096.html>

iii ポコラート全国公募2011受賞者展 <http://www.3331.jp/schedule/001096.html>

iv 「はじまりの美術館は、2014年6月 築130年の酒蔵『十八間蔵』を改修して誕生した小さな美術館です。運営母体である安積愛育園は、設立から約50年にわたり主に知的に障がいを持つ方の支援事業を担ってきました。活動の中で私たちは、『障がい』ということに限らず、人としてこの地域で暮らし、働き、スポーツやアートを楽しみ、才能や能力を発揮すること、これらは大切な自己表現であり、自己実現につながっていくという実感が深まりました。

この経験から、私たちは『人の表現が持つ力』や『人のつながりから生まれる豊かさ』を大切に考え、『誰もが集える場所』としてはじまりの美術館を開設しました。福祉とアートが同居するこの場所が寛容で創造的な社会が開かれていくきっかけになることを目標とします。」(同美術館HPより引用) <http://hajimari-ac.com/>

v 第一回企画展「手づくり本仕込みゲイジュツ」<http://hajimari-ac.com/enjoy/exhibition/geijutu.php>

vi 特定非営利活動法人アトリエ言の葉 <http://kotonoha510.wixsite.com/atelier>

vii 「『もうひとつの美術館』は、栃木県那珂川町の里山に建つ明治大正の面影を残した旧小口小学校の校舎を再利用して2001年に開設された美術館です。

[みんながアーティスト、すべてはアート] をコンセプトに、年齢・国籍・

障がいの有無・専門家であるなしを越えて、まち・地域・場所やジャンルをつなぎつづけていくアートのあり方を提案しています。アールブリュット、アウトサイダーアートを主なテーマに掲げる日本で最初の美術館です。」(同美術館HPより引用) <http://www.mobmuseum.org/>

viii 「みずのき美術館は、アール・ブリュット作品を紹介することを基本に据えた美術館です。またその発信方法として、『アート』を多様にとらえるだけでなく、展示、公演、ワークショップなどの企画についても『多様性』を誇るものにしていきたいと考えています。私たちは、アート作品を、個人の深い内面からの、すなわち、無意識からの発信ととらえ、作品を通して、さまざまな『個』に出会うこと、人間の多様性の理解へと広がることを期待しています。これまで50数年間、重い知的障害の人とともに歩んだ施設だからこそ、『物言わぬ人』の真の思いを伝えたいと切実に願っているのです。」(同美術館HPより引用) <http://www.mizunoki-museum.org/greeting/>

ix 「FLAT展とは：障がいあるなしに関わらず、作品の魅力そのものを“FLAT”に感じてもらいたい、作品を“FLAT”つまり横並びに展示して「障がい者アート」という概念を超越していきたい、との願いを込めています。FLAT展の活動が既存の福祉を変え、新たな価値創生の原動力となる事を信じて、[FLAT] というコンセプトを発信し続けています」(FLAT展パンフレットより引用)

x 平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト成果物一覧
http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/

xi 特定非営利活動法人 ハート・アート・おかやま 「障害者のアート作品による創造的工賃支援・社会参画モデル事業」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/dl/result/09-02a.pdf

xii 特定非営利活動法人コミュニティリーダーひゅーるぼん 「障害者ア

トを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyoku/jiritsushien_project/seika/research_09/09-03.html

xiii 財団法人たんぼの家「異分野コラボレーションによる障害者アートの市場開拓に関する調査研究」http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyoku/jiritsushien_project/seika/research_09/dl/result/09-05a.pdf

xiv 山下清HP <http://www.yamashita-kiyoshi.gr.jp/index.htm>

xv 「アート・メープルかれん」（横浜市港北区）は生活介護事業所で、絵画、手織り、紙漉きなどの制作とともにギャラリーの企画運営を行う。創作活動を通し利用者の社会参加と生活の自立を目指し活動している。

xvi 日本信号株式会社 <http://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06275/76837049/b3b4/40e0/a515/549217aec061/20161201125524892s.pdf>

xvii エイブル・アート・ジャパンHP <http://www.ableart.org/index.html>

xviii エイブルアートカンパニー HP <http://www.ableartcom.jp/top.php>

xix パラリンアートHP <http://paralymart.or.jp/>

xx 平成26年度工賃の実績について（厚生労働省）<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000114575.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E5%9D%87%E5%B7%A5%E8%B3%83%E3%81%AE%E6%8E%A8%E7%A7%BB%27>

xxi ART BRUT FROM JAPAN ヨーロッパ巡回展HP <http://www.artbrut.jp/news/2014/01/000041.html>

(以上URLはすべて2017年1月10日現在)

[参考文献]

- 楠田弥恵 (2017) 『知的障害者雇用において特例子会社に期待される役割』
学術研究出版
- ジュヌビエーブ・ルーラン (監修) (2000) 『アウトサイダー・アート』
求龍堂
- 保坂健二郎 (監修) (2013) 『アール・ブリュット アート 日本』 平凡
社
- モーリス・タックマン/キャロル・S・エリエル (編者)、世田谷美術館 (日
本語版監修) (1993) 『パラレル・ヴィジョン』 淡交社
- Claudia Bell (2001) “*Roadside Exhibitionism: Outsider Art as Local Landmarks*”
Space and Culture, 50-58
- Roger Cardinal (2009) “*Outsider Art and the autistic creator*” PHILOSOPHICAL
TRANSACTIONS B, 1459-1466